令 和 ９ 年 度
給与支払報告書の提出について　大田区 区民部課税課

1　提出しなければならない方

令和８年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与を支払った方です。

2　提出期限

令和９年２月１日（月）厳守

※ 提出期限を過ぎた場合は、通常期からの課税が遅れることがあります。

3　用紙の種類

（1）給与支払報告書（総括表）……１枚提出

黒色（市区町村提出用１枚）の用紙です。

給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。なお、**報告人員が１名の場合でも、必ず提出してください。**

【大田区提出用の総括表について】

・会社名等が印字してある大田区提出用の総括表が届いている場合は、その総括表をご使用ください。なお、印字内容に変更や誤りがある場合は、該当箇所を二重線で消し、朱書きで訂正してください。

・大田区提出用の総括表が届いていない場合は、一般の総括表をご使用ください。

（2）給与支払報告書（個人別明細書）……１人につき１枚提出

グリーンの２枚複写（市区町村提出用の個人別明細書１枚、本人交付用の源泉徴収票１枚）の用紙です。

【源泉徴収票のみなし提出の特例について】

令和８年分以降の源泉徴収票から、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署に源泉徴収票を提出したとみなす改正が行われました。

詳細は国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

※ 総括表・個人別明細書ともに副票の提出は不要です。

※ 支払金額が2,000万円を超える方は確定申告をする必要があり、年末調整は不要ですが、給与支払報告書は必ず提出してください。

※ 追加（提出漏れ）や訂正（内容の誤り）があり再提出をする場合は、総括表左上の「追加」もしくは「訂正」に○をつけ、個人別明細書の摘要欄にも朱書きで「追加」や「訂正」と記入してください。

（3）普通徴収切替理由書

東京都と東京都内全市区町村では、平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。給与所得者はあくまでも特別徴収が原則ですが、普通徴収を認める基準に該当する方がいる場合、普通徴収切替理由書に必要事項を記入の上提出することで、例外的に普通徴収が認められます。

なお、普通徴収を認める基準に該当する方であっても、普通徴収切替理由書の提出がなければ、原則として特別徴収となりますので、ご注意ください。

普通徴収切替理由書は大田区役所　区民部課税課（本庁舎４階）で配布しています。また、大田区ホームページから印刷していただくことも可能です。

《記入上の注意》

詳細は国税庁・税務署がホームページで公表しているパンフレット・手引き等を参照してください。

①住所

令和９年１月１日時点の住所を記入してください。

②「支払を受ける者」の「個人番号」

③控除対象扶養親族等の数

16歳以上（平成23年１月１日以前に生まれた方）の扶養親族等の人数の内訳を記入してください。

④老人扶養・特別障害者

中央が点線で区切られていますが、点線の左側欄には、点線の右側欄のうちで同居している場合の内人数を記入してください。

記入例：老人扶養は２人、その内同居しているのが１人。

⑤16歳未満扶養親族の数

16歳未満（平成23年１月２日以降に生まれた方）の扶養親族人数を記入してください。

⑥非居住者（国外居住者）である親族の数

配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族等及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

⑦社会保険料等

社会保険料控除の対象となったすべての保険料の合計（「国民年金保険料等の金額」を含む）を記入してください。なお、小規模企業共済等掛金がある場合は、内訳として上段に記入してください。

⑧生命保険料の金額の内訳

新生命保険料・旧生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料・旧個人年金保険料の欄は、**支払金額を記入してください。**

⑨親族氏名等の記入欄

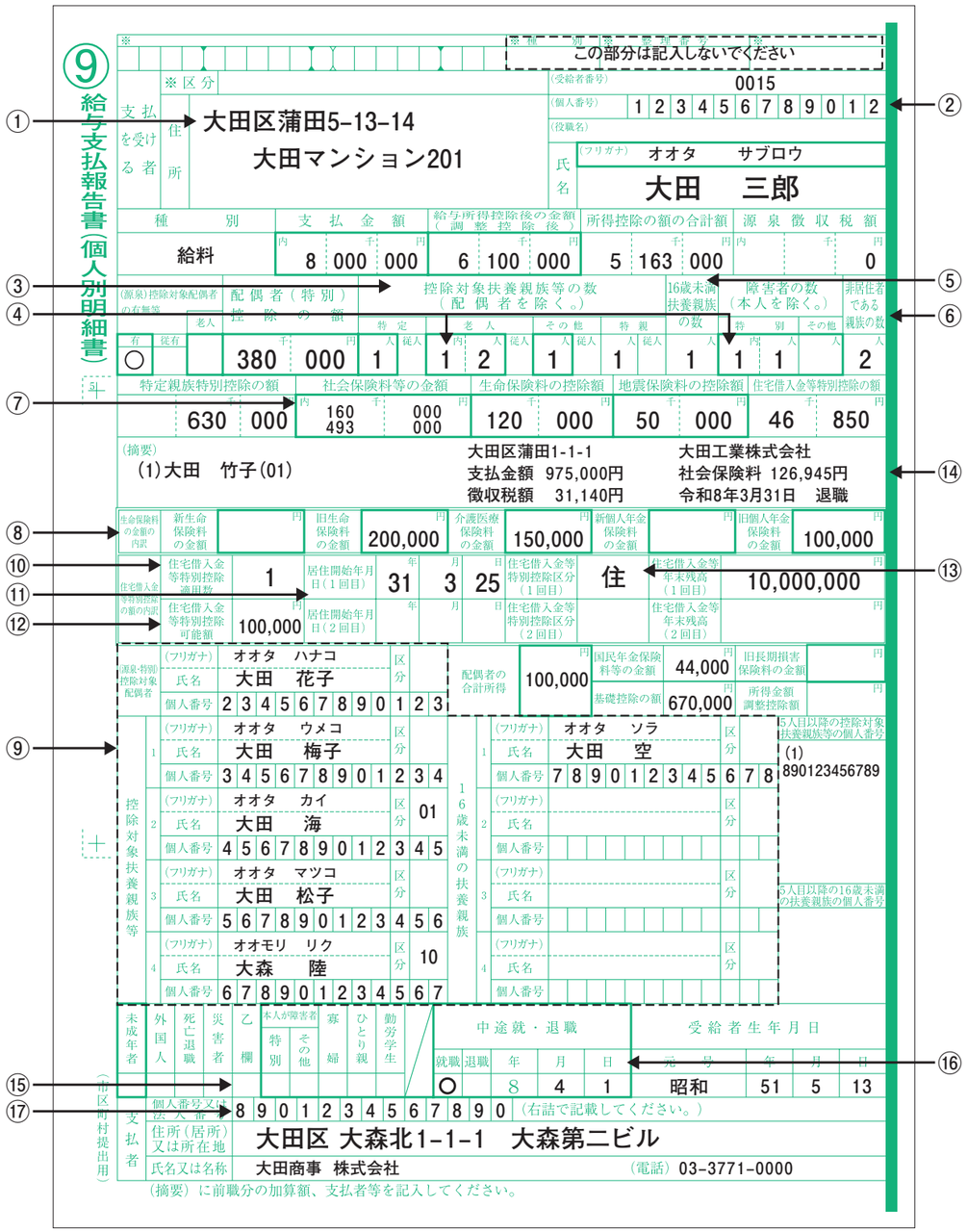
（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族等のフリガナ・氏名・個人番号を記入してください。また、区分欄に表の該当する区分を記入してください。

親族の分類		区分	
		居住者	非居住者
（源泉・特別）控除対象配偶者		空欄	○
16歳未満の扶養親族		空欄	○
控除対象扶養親族※1	30歳未満又は70歳以上	空欄	01
	30歳以上70歳未満、留学生	空欄	02
	30歳以上70歳未満、障がい者	空欄	03
	30歳以上70歳未満、38万円以上送金	空欄	04
特定親族※2	62万円超 85万円以下（63万円）	10	11
	85万円超 90万円以下（61万円）	20	21
	90万円超 95万円以下（51万円）	30	31
	95万円超100万円以下（41万円）	40	41
	100万円超105万円以下（31万円）	50	51
	105万円超110万円以下（21万円）	60	61
	110万円超115万円以下（11万円）	70	71
	115万円超120万円以下（６万円）	80	81
	120万円超123万円以下（３万円）	90	91

※1 年齢は令和８年12 月31 日時点、送金は令和８年中のもの
※2 令和８年中の合計所得金額（所得税における特定親族特別控除の額）

給与支払報告書（個人別明細書）

記入漏れがないように確認してください



（凡例）
＊梅子…一般扶養親族［同居の特別障害者］　＊海…特定扶養親族（平成16.1.2～平成20.1.1出生）［非居住者］
＊松子…老人扶養親族（昭和32.1.1以前の出生）［同居］　＊陸…特定親族［同居で特定親族特別控除該当］
＊空…年少扶養親族（平成23.1.2以降の出生）［同居］
＊竹子…老人扶養親族［非居住者］

⑩住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載します。

適用数が３以上のときには、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

⑪居住開始年月日

居住開始年月日は和暦で記入してください。

⑫住宅借入金等特別控除可能額

年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記入してください。控除額の残額ではなく、総額を記入してください。

⑬住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。

⑭摘要欄

・中途就職者で前職給与分を合算した場合には、前職支払者の所在地・名称・支払額・社会保険料・源泉徴収税額・退職年月日を記入してください。
・普通徴収に該当する場合は、「普通徴収切替理由書」の該当する符号を記入してください。（例：普Dなど）
・控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合は、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。このとき、氏名の前に括弧書きの数字を付記し、別枠に設けられた５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の個人番号記載欄との対応関係がわかるようにしてください。さらに、その方が非居住者や特定親族に該当する場合は、氏名に続けて括弧内に⑨の区分を付記してください。ただし、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合は、「(非居住者)」と付記してください。
・給与所得控除後の金額等の合計が1,000万円超で、同一生計配偶者が障がい者に該当する場合は、配偶者の氏名を記入した後に（同配）と付記してください。
・退職所得（源泉徴収されたものに限る）がある配偶者（合計所得金額133万円以下（※））や扶養親族（同62万円以下（※））、特定親族（同123万円以下（※））がいる場合には、「(退)」に続けて次の内容を記入してください。親族の氏名（フリガナ）、配偶者・扶養親族・特定親族のいずれかである旨、生年月日、住所、非居住者である場合はその旨及び区分、本年中の所得の見積額（※）、障害者又は特別障害者に該当する場合はその旨、支払を受ける者が上記扶養親族を有することで寡婦又はひとり親に該当する場合はその旨。
（※）退職所得は除く

⑮乙欄

乙欄扱いの給与は、「乙欄」に○印を記入してください。普通徴収扱いになりますので普通徴収切替理由書の記入も併せてお願いします。

⑯中途就・退職欄

該当年の途中で就職・退職した場合は、就職・退職欄に○、年月日を記入してください。同じ年内に就職と退職をした場合は、退職日を記入してください。

⑰「支払者」の「個人番号又は法人番号」

【お願い】
令和８年分は所得税の基礎控除額等が改正されました。改正内容を踏まえ、控除額の算出をお願いします。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

特にご留意いただきたい事項

1　令和9年度の制度改正について

令和９年度の個人住民税は、給与所得控除の見直しや住宅ローン控除の見直しなどについて、制度改正されました。制度改正の詳細は、大田区ホームページ（https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/zeikin/kaisei/）をご覧ください。

2　提出先

受給者の令和９年１月１日現在居住する市区町村長宛てに、それぞれ提出してください。

大田区役所 （提出・連絡先）	〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号　大田区　区民部課税課（本庁舎４階） 大森地区：03-5744-1194（大森、山王、馬込、中央、池上、平和島） 調布地区：03-5744-1195（嶺町、田園調布、鵜の木、雪谷、千鳥、久が原、千束、石川町、仲池上、上池台） 蒲田地区：03-5744-1196（蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、下丸子、多摩川）
近隣区（市）役所 （提出・連絡先）	品川区役所　〒140-8715　品川区広町２－１－36　℡ 03-3777-1111（代） 目黒区役所　〒153-8574　目黒区上目黒２－19－15　℡ 03-3715-1111（代） 世田谷区役所　〒154-8554　世田谷区世田谷４－21－27　℡ 03-5432-1111（代） 川崎市役所　〒210-8511　川崎市川崎区砂子１－８－９　川崎御幸ビル４階 かわさき市税事務所　法人課税課　℡ 044-200-2209 横浜市役所　〒231-8314　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル５階 特別徴収センター（総務局法人課税課）　℡ 045-671-4471

3　給与受給者に異動があった場合

給与支払報告書提出後、退職・転勤・住所誤報等により受給者に異動が生じた場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

4　事業所の所在地等を変更された場合（大田区提出用の総括表を使用し、印字してある会社名等の内容を訂正した場合は除く。）

事業所の所在地等に変更がある場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」も併せて提出をお願いします（eLTAXによる提出の際も含む。）。

（３・４の提出先）　〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号　　大田区　区民部納税課（本庁舎４階）
収納推進（特別徴収）℡　03-5744-1197

◆大田区では、インターネットを利用した電子申告システム（eLTAX（エルタックス））による給与支払報告書の受付を行っておりますので、是非ご利用ください。
また、個人住民税（特別徴収分・退職所得分）の納税も地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、パソコンから簡単に行うことができます。
◆令和７年中に税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚以上だった事業者は、令和９年（令和９年度分）から区へ提出する給与支払報告書について、eLTAX又は光ディスク等により提出することが義務づけられています。

【eLTAXに関するお問合せ先】
地方税共同機構　TEL 0570-081459　https://www.lta.go.jp/